

## 義肢装具士の立場から

早稲田医療技術専門学校義肢装具学科

栗山 明彦

### はじめに

義肢装具士 (Prosthetists & Orthotists, PO) の業務形態は、大部分が民間の義肢装具製作施設に勤務しており、近隣の医療機関から義肢装具の製作依頼を受け、義肢装具士がほぼ1週間のルーチンで病院へ伺い患者、障害者の方々に対し採型、適合業務を行い義肢装具を提供している。そのために医療機関に常勤している義肢装具士は大変少なく、医療機関に常駐している他の専門職とでリハビリテーション (以下、リハ) 部門におけるリスクマネジメントのとらえ方が大きく異なっていると考えられる。

本研究における「医療の質及び医療安全体制の確保に関する研究」のアンケート調査では、日本リハ医学会認定の研修施設 (333施設) が対象となっているため、医療機関に勤務する義肢装具士が少ないことからアクシデント・インシデントの実態が明らかになりづかった。

そこで新たに義肢装具士を対象としたリスクマネジメントについて調査する必要があることから、今回は日本義肢装具士協会の会員である義肢装具士を対象とした独自のアンケート調査を行ったので報告する。また今回行った独自のアンケートでは、内容が本研究から大きく外れることのないように、義肢装具士が医療機関から依頼を受け、患者、障害者の方々へ義肢装具の採型、適合等の業務を病院内で行った場合の状況についてアンケート調査を行った。その際にはPL法 (製造物責任法) に関わる義肢装具自体でのアクシデント及びインシデントは除くこととした。

### 研究方法

すでに日本リハ医学会研修施設 333 施設へのアンケート調査が終了しているが、この調査では医療機関に勤務する義肢装具士が大変少なく実態が見えないため、2004 年末に日本義肢装具士協会会員の義肢装具士を対象としたリスクマネジメントに関するアンケート調査を行った。

アンケート調査は日本義肢装具士協会に加入している正会員 (義肢装具士の免許を有する者) に対し、無作為に 200 名に対し郵送で行った。

アンケートの内容として、所属の形態、業務中のアクシデント・インシデントの数、事例、事故報告はどうしているか、その際のリハ部門の対応、事故が起こったときの説明は誰が行っているか、防止のための体制は知っているか、マニュアルがあるか、防止のための病院からの教育・指導があるか等である。今回のアンケート結果については、主要な部分のみ報告する。

### 調査結果

アンケート調査は、無作為に 200 名の義肢装具士に郵送にて行った結果、その回答数は 92 通であり 46% の回答数であった。

まず所属の形態について (図 1)、「民間の義肢装具製作施設」がほぼ 8 割を占めていた。その他「国公立またはそれに準じる医療機関」が 9.7%、「私的医療機関」が 10.9%、「更生相談所」が 1.1% であった。今回のアンケートでは医療機関が約 20% と高い数値であった。これはリハ医学会認定の研修施設以外の医療機関に勤務する義肢装具士も含まれているものと考えられる。

義肢装具士が医療機関で業務を行っている診療科目を調査したところ (図 2)、約 70% が「整形外科」であり、「リハ科」においては約 25% であり、「その他」5% は形成外科、脳外科、皮膚科、内科等であった。病院内で処方されている義肢装具は整形外科の外来や、入院患者のための治療用装具が多く、リハ科を対象とした義肢装具の処方と比較的少ないようであった。

業務する医療機関でアクシデント・インシデン

トの有無があったかという義肢装具士は(図3), 「ある」が35名(38.1%), 「ない」が55名(59.8%), 「不明」2名(2.1%)であり, 2003年度中に起こったアクシデント・インシデントの件数(年間総件数)について, 医療事故が4件そのうち死亡例は0であった。またインシデントの総件数については121件であった。92名の回答者のうちアクシデント・インシデントが「ある」と回答した35名が1年間業務してきてアクシデントが4件, インシデントが121件とは大変少ない数であり, インシデントについても年間の平均で約3.5件と少なかった。これらはリハ部門について調査したためか, アクシデント・インシデントとも少なかった。

またこれらの事例については, PL法以外ということで, 訓練室や病棟とも採型時や仮合わせ時などさまざまな場面で見られる転倒が圧倒的に多かった。その他としてわずかだが, 装具装着による潰瘍形成, 神経圧迫, 採型時の椅子からの転落, 貧血, 失神, ギプス切開時の皮膚切創や, 患者へ

の説明不足による装具装着方法の誤り, などであった。

医療機関内でアクシデント・インシデントが起こった際の報告の方法について決まりごとがあるか(図4)についての問いでは, 「ある」が25件(27.2%), 「ない」19件(20.6%), 「わからない」31件(33.7%)であった。「ある」と回答したのは病院勤務の義肢装具士がほとんどであった。その中でもアクシデント・インシデントの両方の報告が義務づけられている義肢装具士も病院勤務が多かった。

業務する医療機関での事故報告の方法はどのように行っているか(図5), の問いでは, アクシデント・インシデントとも報告を義務化しているのは21.7%で, 医療機関に勤務する義肢装具士の回答に多かった。その他27.2%が「各部署に任せている」であった。「義務なし」, 「特になし」もあわせて30%近かった。

事故が起こった場合, 患者に説明, 謝罪について誰が行っているか(図6), の問いでは, 「病院

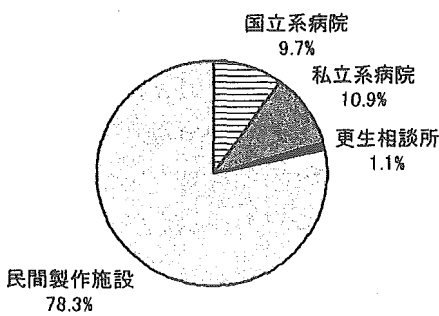


図1 所属の形態について (N = 92)

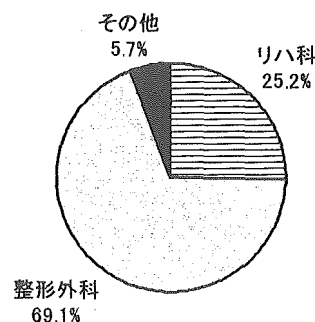


図2 診療科目の割合について (N = 92)

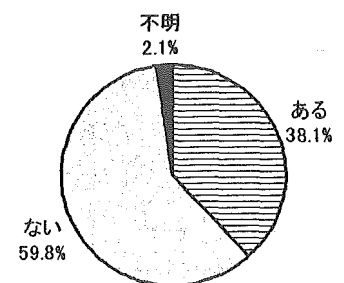


図3 アクシデント・インシデントの有無 (N = 92)

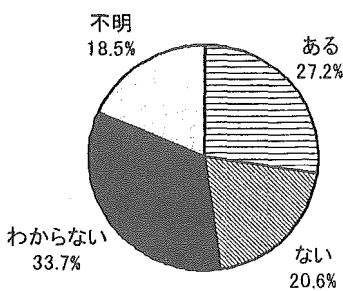


図4 事故などの報告の決まりごと (N = 92)

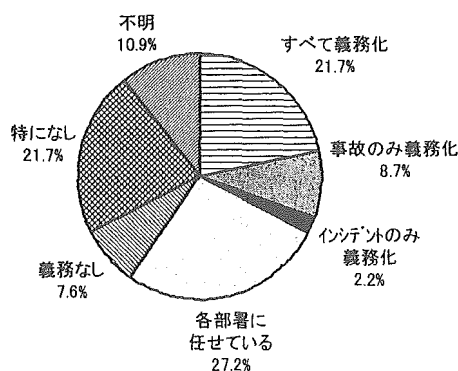


図5 事故報告の方法 (N = 92)

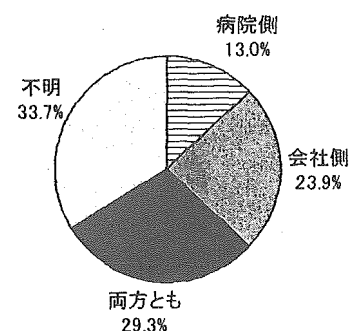


図6 患者への説明, 謝罪について (N = 92)

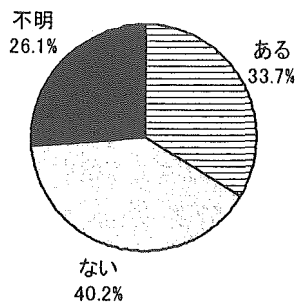


図7 業務している医療機関にマニュアルがあるか (N = 92)

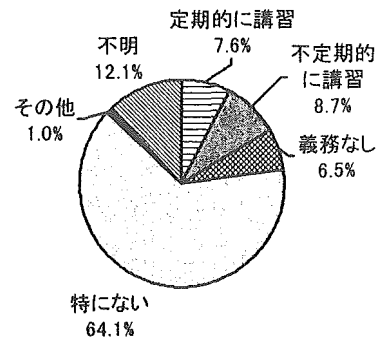


図8 業務している医療機関からの教育、指導 (N = 92)

側」が12件(13%)、「会社側」22件(23.9%)、「病院・会社とも行っている」27件(29.3%)であり、「不明」が31件(33.7%)であった。

医療事故防止などの対応のマニュアルが業務する医療機関にあるか(図7)、という問いには31件(33.7%)に「ある」、 「ない」が37件(40.2%)と答え、3人に1人の割合で病院のマニュアルを見ているようである。この回答も医療機関に勤務する義肢装具士に多く見られた。

最後に業務する医療機関からの事故防止に向けての教育、指導があるか(図8)、の問いでは「特にない」では59件(64.1%)と外部からの派遣のせい、半数以上の義肢装具士に対して病院側からの教育、指導がなされていないことがわかった。

その他の意見として、口頭での処方指示や他の医療職からの指示など責任の所在があいまいだ、患者についての申し送りがなく事故を起こしそうだった、また他の医療職が義足のアライメントを変えた、などがあつた。

### おわりに

病院内のリハ部門での義肢装具士の業務としては、アクシデント・インシデントともたいへん少なく、そのためかリスクマネジメントへの取り組みについての認識も病院側、義肢装具士とも低いようであり、回答率の低さからも伺える。また義肢装具士は病院に常駐していないため、リスクマネジメントについて病院側からの説明・指導等も大変少なく、事故が発生した場合も誰に報告

したらよいか、事故防止のための体制についてもわからないという回答が医療機関に勤務する義肢装具士以外では多かった。また事故防止のマニュアルが病院にあるかどうかさえわからないという状況である。

現段階ではリハ部門における義肢装具士においてアクシデント・インシデントとも少なく幸いであるが、現実的にアクシデント・インシデントをより一層減少させるためには、事故の際の対処も含め病院側とともに協力し合い、リスクマネジメントについてお互い認識を改めていかなければならない。なかには病院側が義肢装具士に対し出入りの業者という対応もあるようで、医療機関側の認識の低さも指摘されており、事故が起きた際の責任の所在への不安を感じる意見も多かった。

現在の義肢装具士の医療機関への業務はほとんどが週1回というルーチンで行われている場合が多いようである。場合によって週に2、3度訪問することもあるようだが、理想的には医療機関内に義肢装具士が常駐するということできれば、義肢装具への対応(アライメント調整、圧痛点等の対処など)もすばやく行うことができ、患者へ対するリハへの影響も大きく変わり、義肢装具におけるアクシデント・インシデントの数も減少すると考えられる。

本稿は第42回日本リハビリテーション医学会学術集会パネルディスカッション「リハビリテーションにおけるリスクマネジメント」の講演をまとめたものである。

文 献

- 1) 岡村親宜：医療事故・介護事故に遭遇した時に必要な法律知識. 総合リハビリテーション 2004; 32: 45-50
- 2) 川村一郎：PL法の現在—補装具製造とかかわり. 日本義肢協会誌 1995; 24: 10-12
- 3) (財)テクノエイド協会 編：補装具の種目, 受託報酬の額等に関する基準, 2004